

時効	労働基準法	労働者災害補償保険法	雇用保険法	労働保険徴収法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
2年	<ul style="list-style-type: none"> 賃金(退職手当を除く)の請求権 災害補償の請求権 その他の請求権(年次有給休暇や休業手当等の請求権) 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付を受ける権利 療養(補償)給付 休業(補償)給付 葬祭料 介護補償給付 障害(補償)年金前払一時金 遺族(補償)年金前払一時金 二次健康診断等給付 特別支給金の支給申請期間休業特別支給金 	<ul style="list-style-type: none"> 失業等給付の支給又は返還を受ける権利 納付を命ぜられた金額を徴収する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料その他の徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利 保険給付を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料その他の徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利 死亡一時金を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料その他の徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利
5年	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当の請求権 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付を受ける権利 障害(補償)給付 遺族(補償)給付 障害(補償)年金差額一時金 特別支給金の支給申請期間障害特別支給金 遺族特別支給金 傷病特別支給金 ボーナス特別支給金 				<ul style="list-style-type: none"> 年金給付を受ける権利 <p>(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付を受ける権利 <p>(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 解雇予告手当 <p>解雇の意思表示に際して支払われなければその効力は生じないものと解されるので、時効の問題は生じない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 傷病(補償)年金 <p>政府の職権により支給決定が行われるため、時効の問題は生じない</p>			<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の消滅時効の起算日は、診療月の翌月の1日であり、傷病が月の途中で治癒した場合においても同様である。ただし、診療費の自己負担分を、診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日が起算日となる 	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付が、全額支給停止されている間は、時効は進行しない 年金時効特例法(第1条・第2条) <p>社会保険庁長官は、施行日において厚生年金保険法【国民年金法】による保険給付【給付】を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む)について、年金記録の訂正がなされた上で裁定(裁定の訂正を含む)が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る保険給付【給付】を受ける権利に基づき、支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付【給付】の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする</p> <p>※【 】は国民年金法の場合</p>	

	労働者災害補償保険法		健康保険法	
	種類	起算日	種類	起算日
労働者災害補償保険法健康保険法における時効の起算日	療養(補償)給付 休業(補償)給付 葬祭料 介護補償給付 障害(補償)年金前払一時金 遺族(補償)年金前払一時金 二次健康診断等給付 休業特別支給金 障害(補償)給付 遺族(補償)給付 障害(補償)年金差額一時金 障害特別支給金 遺族特別支給金 傷病特別支給金 ボーナス特別支給金	療養の費用を支払った日ごとにその翌日 休業の日ごとにその翌日 死亡した日の翌日 介護を受けた月の翌月の初日 傷病が治った日の翌日 死亡した日の翌日 一次健康診断の結果を了知し得る日の翌日 休業特別支給金の支給対象となる日の翌日 傷病が治った日の翌日 死亡した日の翌日 死亡した日の翌日 傷病が治った日の翌日 死亡した日の翌日 要件に該当することとなった日の翌日 要件に該当することとなった日の翌日	保険料等の徴収 保険料等の還付 療養費 (家族)移送費 傷病手当金 高額療養費 (家族)出産育児一時金 出産手当金 埋葬料 埋葬に要した費用	納期限の翌日 過納又は誤納となった日の翌日 療養に要した費用を支払った日の翌日 移送に要した費用を支払った日の翌日 労務不能であった日ごとにその翌日 診療月の翌月の初日 出産日の翌日 労務に服さなかった日ごとにその翌日 死亡した日の翌日 埋葬を行った日の翌日